第８８号議案

市長の給料の減額に関する条例

市長の給料の月額は、市長及び副市長の給与等に関する条例（平成１７年ふじみ野市条例第３８号）第３条の規定にかかわらず、同条第１号に規定する額から当該額に１００分の３０を乗じて得た額を減じた額とする。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和８年１０月１日から施行する。

（この条例の失効）

２　この条例は、令和８年１０月３１日限り、その効力を失う。

令和８年９月１６日提出

ふじみ野市長　高　畑　　博

提案理由

不適切な事務執行に対して職員の管理監督者としての責任を明らかにするため、市長の給料の減額に関する条例を制定したいので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第１号の規定により、この案を提出するものである。